別　紙

一抜け入札方式（一括審査）

１．試行内容

この工事は、一抜け入札方式における落札決定までの期間短縮及び受発注者双方の事務負担軽減を図るため、対象とする複数の案件（以下「対象案件」という。）で同一の技術提案※を用いて審査する「一括審査」の試行対象工事である。

実施方法は下記のとおりとし、本別紙に定めのない事項については「建設工事等に係る一抜け方式試行要領」（令和８年１０月１日改正）に基づき実施する。

(1) 対象案件における技術提案は、全て同一の内容として取り扱う。

(2) 審査は開札順が最も早い案件で行い、その後の案件で異なる技術提案が記載されていた場合であっても、最初に審査した案件の内容に置き換えて評価を行う。

※建設工事総合評価落札方式における施工計画等、建設関連業務総合評価落札方式における実施方針

２．注意事項

(1) 電子入札システム及び総合評価支援システムへの入力は案件ごとに行う必要があるため、入札価格以外は応札する全ての案件で同一の内容を入力すること。

(2) 一抜け方式では対象案件のうち１件しか受注できないため、配置予定技術者は全ての案件で同一の者を配置することが望ましい。

(3) 本試行の目的及び審査の効率性を踏まえ、特段の事情がない限り、対象案件の全てに応札することが望ましい。

(4) 技術提案は対象案件に共通する提案のみを評価する。

(5) 履行能力確認調査(数値的判断基準１)は、開札時点で有効な入札を対象に実施し、先行案件の落札者を除外した審査は行わない。